# 栃木県の特定最低賃金 (令和7年)

栃 木 労 働 局 労働基準部賃金室

# 1 栃木県の特定最低賃金

最低賃金には、地域別最低賃金(栃木県では栃木県最低賃金)と特定最低賃金の2 種類があります。

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に対して適用され、各都道府県に1つずつ全国で 47 件の最低賃金が定められています。

特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業について、関係労使のイニシアティブで設定されるもので、基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められるものについて設定されています。

栃木県の特定最低賃金は、

- ① 塗料製造業最低賃金
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(以下「はん用機械器具等製造業最低賃金」という。)
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(以下「電子部品等製造業最低賃金」という。)
- ④ 自動車·同附属品製造業最低賃金
- ⑤ 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金(以下「計量器等製造業最低賃金」という。)
- ⑥ 各種商品小売業最低賃金

の6種類が設定されていますが、⑥各種商品小売業最低賃金は令和6年の改正はなく、令和6年10月1日以降は栃木県最低賃金が適用されています。

特定最低賃金は、都道府県別に設定されている業種が異なっていますので、上記の6業種の特定最低賃金が他の都道府県にも同様に設定されているわけではありません。同一名称の特定最低賃金でも、適用される業種の範囲が異なることがありますので、それぞれの特定最低賃金ごとに適用される範囲を確認する必要があります。

また、平成20年7月1日に施行された「最低賃金法の一部を改正する法律」により、「産業別最低賃金」から「特定最低賃金」へと変更しています。

### 2 特定最低賃金の歩み

昭和50年までに全県で地域別最低賃金が決定され、昭和56年に至り中賃は「地域

別最低賃金は(ナショナルミニマムとして)、全ての労働者(若年者・高齢者を含む)に適用するものとし、一方、産業別の特定最低賃金は(団体交渉制の未成熟分野において団体交渉を補完するものとして)、関係労使が労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から最低賃金を必要と認めるものであって、小くくりで、基幹的労働者を対象とするものに設定する」と答申しました。

なお、昭和57年には「新しい産業別最低賃金の運用方針」が答申され、「新産別最 賃の趣旨に鑑み、決定等の必要性の審議では全会一致の議決に至るよう努力する」と の旨の了解事項が付されました。しかし、新産業別の最低賃金への転換が進まず、昭 和61年に至り中賃は、「年齢・業務・業種について計画的・段階的(60~63年度) に適用除外を行う、適用除外後、一定の要件を満たし合理的理由があると認められる ものは、新産業別の最低賃金に転換させる」との旨の答申をしました。

栃木県では、昭和63年12月21日に「電子部品等製造業最低賃金」及び「計量器等製造業最低賃金」、平成2年2月10日に「はん用機械器具等製造業最低賃金」及び「自動車・同附属品製造業最低賃金」、平成2年5月24日に「各種商品小売業最低賃金」、平成4年12月31日に「塗料製造業最低賃金」が新設発効となりました。

なお、日本標準産業分類(以下「産業分類」という。)の表記方法の変更により、 一部当初の発効時と名称が変更されています。

# 3 特定最低賃金の適用範囲

特定最低賃金の適用対象業種の範囲は、原則として、産業分類の小分類又は必要に 応じて細分類により適用範囲を特定することになっています。ただし、同種の基幹的 労働者を含む2以上の産業を併せて1の特定最低賃金とする場合もあります。

事業場における産業分類を特定する場合に、主としてどのような事業を営んでいるか、その産業がどの産業分類に該当するかによって特定されます。

また、特定最低賃金を適用するに当たっては、企業ではなく事業場を単位として考えるので、本社と工場、また、系列の事業場でもそれぞれ独立したものとして捉えて、当該事業場がどの産業分類に該当するかを判断します。したがって、同じ企業でも産業分類が異なれば適用される最低賃金が異なる場合があります。

### 4 特定最低賃金の適用対象となる労働者及び使用者について

特定最低賃金の適用対象業種の範囲は、特定の産業の労働者とその使用者に適用されるので、例えば、塗料製造業最低賃金であれば、「栃木県の区域内で塗料製造業、

当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全 子会社を通じて主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。)を営む使用 者」及び「その使用者に使用される労働者」というように、特定の産業の範囲が産業 分類の名称を用いて具体的に定められています。

なお、最低賃金法第2条において、「労働者」とは、労働基準法第9条に規定する 労働者(職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる 者で、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除 く)、また、「使用者」とは、労働基準法第10条に規定する使用者(事業主又は事 業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為 をするすべての者)と定義されています。

産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所に おいて社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべて の経済活動を分類したものです。この産業分類は、事業所を適用単位として、その事 業所で行われている主要な経済活動によって産業を決定することになります。なお、 主要な経済活動とは、原則として過去1年間の収入額又は販売額の最も多いものです が、例外として従業者の数や設備によって決定する場合があります。

# 5 特定最低賃金が適用される基幹的労働者について

基幹的労働者とは、一般的に当該産業に特有又は主要な業務に従事する労働者で、 具体的には当該産業の生産工程、労働態様などに即して個別に考えることになってい ます。

基幹的労働者は、次のように基幹的労働者とみなされない労働者の職種、業務など を規定し、特定最低賃金の適用から除外され、栃木県最低賃金が適用されます。

(1)年齢による適用除外18歳未満又は65歳以上の者

# (2)業務による適用除外

ア 雇入れ後一定期間(栃木県では3月又は6月)未満の者であって技能習得中の もの

「技能習得中のもの」は、次に掲げる要件を満たす技能養成(OJTを含む)の対象となっている者をいいます。

① 当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について実施されるものであること。したがって、離転職者を含め、

ある程度当該業務に従事した経験を有する者を対象とするものは含まれません。

- ② 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ③ 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。
- イ 清掃又は片付けの業務など、各産業特有の軽易な業務に主として従事する者 「主として従事する者」は、専ら当該業務に従事する労働者のほか、他の業務に も従事する労働者を含むが、月間の当該業務に従事する時間が当該労働者の月間 総実労働時間の半分以上を占めているものをいいます。

# 6 特定最低賃金決定等に関する申出について

現在の特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」により、「地域別最低賃金より高い金額水準の設定の必要性について、関係労使より申出があり最低賃金審議会がその必要性を認めたものについて設定する」こととされ、申出手続もその中の「運用方針」に示されています。

特定最低賃金の申出は、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が締結されている「労働協約ケース」と、事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする「公正競争ケース」に分かれます。

「労働協約ケース」とは、一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の2分の1(※当該申出に係る労働協約の適用対象労働者数を最新の事業所・企業統計調査結果等により算定した当該最低賃金の適用を受けるべき労働者で除して判断します。)以上(改正又は廃止に関する申出については概ね3分の1以上)のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定め(※一の地域において同様の基幹的労働者に係る賃金の最低額についての定めがある労働協約が事業所毎に締結されており、その最低額の内容が同一であるものをいいます。また、賃金の最低額を異にする2以上の労働協約がある場合は、これらの賃金の最低額のうち最も低い金額をもって共通の最低額とみなします。)を含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出によります。

「公正競争ケース」とは、同種の基幹的労働者について、関連する諸条件を勘案の

上、企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者との間等に特定(産業別)最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定するものとする。なお、必要性の要件として、賃金格差の程度に一定基準を定めることは適当ではない、「新産別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差」の存否の判断は、競争関係の存在を前提とし、「より高いレベルの公正競争」の確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ、審議会において適切に判断することとされています。

旧新産業別最低賃金から新産業別最低賃金への転換期(昭和63年~平成4年)において、栃木県では「塗料製造業最低賃金」「電子部品等製造業最低賃金」の2件が労働協約ケースで、「はん用機械器具等製造業最低賃金」「自動車・同附属品製造業最低賃金」「計量器等製造業最低賃金」「各種商品小売業最低賃金」の4件が公正競争ケースでした。

その後、平成14年に至り中賃は「関係労使の努力により労働協約ケースが増加してきているところであるが、今後においても平成10年報告の再確認を通じ、公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努める」とされ、栃木県では、平成16年から「各種商品小売業最低賃金」が、平成22年から「自動車・同附属品製造業最低賃金」が公正競争ケースから労働協約ケースへと変更がなされています。

# 7 特定最低賃金の決定、改正、廃止の流れ

以下の手順により特定最低賃金が決定されます。

(1) 関係労使からの意向表明

概ね前年度末を目途に申出の意向があるかどうかの意向表明を行うことになりますが、これは当該産業における労働者の賃金実態を把握するために要する準備期間などを考慮してのものです。

- (2) 関係労使からの決定(改正又は廃止)の申出 概ね7月末までに提出されることになります。
- (3) 必要性の諮問(局長から最低賃金審議会会長) 必要性の審議(関係労使からの意見聴取を含む)
- (4) 必要性の答申(全会一致の議決による最低賃金審議会会長から局長)
- (5) 決定(改正又は廃止)の諮問(局長から最低賃金審議会会長)

意見書提出の公示

調査審議(関係労使からの意見聴取を含む)

意見書提出

 $\downarrow$ 

(6) 決定(改正又は廃止)の答申(最低賃金審議会会長から局長)

 $\downarrow$ 

(7) 答申要旨の公示

異議の申出等 → 審議会の意見

 $\downarrow$ 

(8) 決定(改正又は廃止)



(9)公示(官報への掲載)



(10) 効力発生

8 平成19年に改正し、平成20年7月1日に施行された「最低賃金法の一部を改正する法律」の概要

(1) 特定最低賃金の趣旨

地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として全国に展開することを前提に、産業別最低賃金が企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完し、公正な賃金決定にも資する面があったことを評価し、安全網とは別な役割を果たすものとして、関係労使の申出を受けた行政機関は、最低賃金審議会の意見を聴いて、特定最低賃金の決定を行うことができることとしたこと。

(2) 特定最低賃金と地域別最低賃金との関係

特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならないことを明確化したこと。

(3)派遣労働者に係る最低賃金の適用

派遣労働者には派遣先の最低賃金が適用されます。したがって、派遣労働者が派遣元とは異なる都道府県に派遣された場合、その派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されていれば、その特定最低賃金が適用されます。

# 栃木県の最低賃金

# ちゃんとチェック!

~働く人も、雇う人も確認を忘れずに~

※最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。



○労働基準局 広報キャラクター

「たしかめたん」

地域別最低賃金

効力発生日: 令和7年10月1日

栃木県最低賃金

時間額(円)

特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。

(一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)

# 特定 最低 賃金 効力発生日: 令和7年12月31日

110 ~ 40 1	<b>,</b> , , ,	73777C± H ·	1417 T 127101 A
最低賃金の件名	最低賃金 時間額(円)	適用産業 (日本課期報売額(等106年4月1日終行) による。)	適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。)
塗料製造業	1,159	E1644 塗料製造業	<ul><li>(1) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの</li><li>(2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者</li></ul>
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製 造 業	1,070	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(経製 機械製造業を除く。)を除く。) E271 事務用機械器具製造業 サービス用・娯楽用機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務
電子部品·デバイス·電子 回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製 造 業	1,105	E28 電子部品・デバイス・電子 回路製造業 E29 電気機械器具製造業(電池 製造業、電気計測器製造業、 その他の電気機械器具製造業を除く。) E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を
自動車·同附属品製造業	1,114	E311 自動車・同附属品製造業	要しない簡易な組立て、穴あけ、 かしめ、曲げ、パリ取り又は電線の 切り・被覆のはく難・組線・巻線・ 結束の業務 (注1)「自動車・同附属品製造業」において
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・ 製造業、医療用機械器具・ 医療用品製造業、光学機 械器具・レンズ製造業、医 療用計測器製造業、時計・ 同 部 分 品 製 造 業	1,104	E273 計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理 化学機械器具製造業を除く。) E274 医療用機械器具・医療用品 製造業 E275 光学機械器具・レンズ製造 業 E2973 医療用計測器製造業(心郷計 製造業を除く。) E323 時計・同部分品製造業	は、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ目視による部品の(選別又は)検査の 業務 二手作業による小物部品の包装、扱詰 め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注 2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
各種商品小売業	令和7年の改正はありません。 (注)「各種商品小売業」最低賃金は、令和7年10月1日以降、 栃木県最低賃金(時間額1,068円)が適用されています。		

\* それぞれの産業において、①管理、補助的経済活動を行う事業所 又は ②純粋持株会社(L7282) も特定最低賃金が適用されます。

# 最低賃金に含めない賃金とは ?

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外・深夜・休日労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

# 用語の解説

- 特定最低賃金における「適用除外労働者」で使われている主な用語の意味は 以下のとおりです。
- (1)「主として従事する者」とは、専ら当該業務に従事する労働者のほか、他の業務にも 従事する労働者を含むが、月間の当該業務に従事する時間が当該労働者の月間総実 労働時間の半分以上を占めているものをいう。
- (2)「技能習得中のもの」とは、次に掲げる要件を満たす技能養成(OJTを含む)の 対象となっている者をいう。
- ① 当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について実施されるものであること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験を有する者を対象とするものは含まれない。
- ② 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性を もって実施されるものであること。
- ③ 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。
- (3)「難役」とは、特に熟練や経験を必要とせず、容易に他の労働者で代替のきくような 軽易な業務で、かつ当該事業における本来的業務(例えば製造業における連続した 製造工程に組み込まれている業務、卸売・小売業における販売の業務等)でないも のをいう。
- (4)「小型手持動力機」とは、1人の人間が容易に持ち運びできうるもので、電力等の種類を問わず動力を用いるものをいう(片手若しくは両手に持ちながら操作する、ドリル、ドライバー、サンダー、グラインダー、トリマー、カッター、丸のこ、かんな等の機械をいう。小型の動力機械であっても卓上に設置若しくは床に設置して使用する機械はこれに当たらない。)。
- (5)「<u>熟練を要しない</u>」とは、簡単な指導及び説明により行うことができ、特別な技能、 知識を要しないことをいう。
- (6)「<u>目視による……</u>」とは、テスター等の機器を全く用いず、外観のみについて行うことをいう。
- (7)「流れ作業の中で行う業務」とは、ベルトコンベア等の上で行う作業のほか、卓上等で行われる作業であっても、当該事業場内で連続している製造工程の構成要素となり、当該作業が仮に停止した場合に当該工程の連続性が保たれないようなものも含む。

\*お問い合わせは 栃木労働局 賃金室(電話028-634-9109) 又は各労働基準監督署へ



~「賃上げ」助成金パッケージ をご活用ください~



○栃木労働局労働基準部 広報キャラクター「準華」 栃木労働局・労働基準監督署

# 9 日本標準産業分類について

日本標準産業分類は、大分類、中分類、小分類、細分類に分かれており、事業所は以下のいずれかの産業分類に該当することとなります。

なお、栃木県では、下記の**太字の産業分類あるいはその一部**において、特定最低賃金が設けられています。詳細は、前記の「栃木県の最低賃金」における産業分類番号のとおりです。

- A 農業、林業、B 漁業、C 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業

#### E 製造業

- 09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、11 繊維工業、
- 12 木材・木製品製造業(家具を除く)、13 家具・装備品製造業、
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、16 化学工業、
- 17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)、
- 19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、
- 21 窯業·十石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、
- 29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、
- 31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
  - 50 各種商品卸売業、51 繊維·衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、
  - 53 建築材料、鉱物·金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、
  - 55 その他の卸売業、
  - |56 各種商品小売業|、57 織物・衣服・身の回り品小売業、
  - 58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、
  - 61 無店舗小売業
- J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業
- L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業
- P 医療、福祉、Q 複合サービス事業、R サービス業(他に分類されないもの)
- S 公務(他に分類されるものを除く)、T 分類不能の産業

# 10 その他の留意事項

- (1) 「塗料製造業最低賃金」は、産業分類の細分類である<u>塗料製造業(1644) だけ</u>が 適用となります。
- (2)「電子部品等製造業最低賃金」に適用されないものとして、家庭用テレビゲーム機製造業は娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)(3251)に、家庭用ミシン製造業は縫製機械製造業(2635)に分類されるなど、類似のものでも他の産業分類に該当するものは適用されません。

また、冷蔵庫の内装用品などのプラスチック製品を製造する事業所は工業用プラスチック製品製造業(E183)に分類されるなど、電気機械器具製造業に関連する協力会社でも他の産業分類に該当し、適用されないことがありますので注意が必要です。

- (3) 「自動車・同附属品製造業最低賃金」に適用されないものとして、タイヤは自動車タイヤ・チューブ製造業 (1911)、フロントガラスなどの自動車用ガラス製造業は板ガラス製造業 (2111)、また、自動車のバンパー、ダッシュボードなどは輸送機械器具用プラスチック製品製造業 (加工業を除く) (1832)となるなど、自動車を構成する部分品であっても、他の産業分類に該当するものは適用されません。
- (4) (平成25年10月改定の産業分類に基づく説明となります。)「各種商品小売業 最低賃金」は産業分類 I56 が適用され、衣・食・住にわたる各種の商品を小売する 事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できないもの (衣食住の販売額が小売販売額の50%未満)、百貨店、デパートメントストアなど が該当します。

衣・食・住とは、「衣」は織物・衣服・身の回り品小売業(I57)、「食」は飲食料品小売業(I58)、「住」はその他の小売業(I60)で、主としてそれぞれの小売を行っていれば、それぞれの産業分類に分類されますので、特定(産業別)最低賃金の適用がなくなります。

例えば、飲食料品なども扱っているホームセンターは 6091 に、ドラッグストアは 6031 とその他の小売業に該当することとなります。

また、「百貨店」或いは「総合スーパー」であっても、売場のうち、衣・食・住のいずれかをそれぞれの専門店等が小売を担うことになった場合などは、各種商品小売業とはならない場合もあります。

- (5) 「かしめ」とは、部品と部品を結合する際の結合方法で、部品どうしを合わせて 穴をあけ、そこへリベットなどを用いて結合すること。
- (6)「バリ取り」とは、部品の突起物を除去すること。